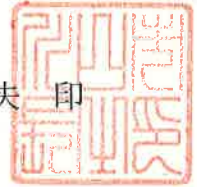


川自発第 2 号
令和4年 4月 14日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和2年12月24日執行財政援助団体（公益財団法人川口総合文化センター）監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

委託契約について（公益財団法人川口総合文化センター）

随意契約の理由が明確でないものや業務検査結果通知書を作成していないものが見受けられた。委託契約事務は市の規程等に準拠して行うこととされていることから、随意契約ガイドライン及び川口市委託事務事業等の執行の適正化に関する要綱等に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容

令和3年度事務より、パイプオルガン保守点検業務委託及びピアノ保守業務委託において、随意契約理由に誤解のないよう明確に記載いたしました。また、業務検査結果通知書は事務に漏れがないよう適正に事務処理を行いました。

